

労災保険の費用徴収制度が強化されます。

国民年金の未加入問題からはじまり、健康保険・厚生年金の未加入事業所・偽装脱退問題等、社会保障制度に対する負担の不公平感は年々増すばかりです。社会保険（健康保険・厚生年金）については、一足先に強制加入に向けて施策がとられていますが、この度労災保険についてもペナルティー強化を軸に未加入事業所対策に乗り出しました。

● 労災保険に未加入事業主に対する費用徴収制度の強化 (平成17年11月1日から適用)

従来から労災保険の未加入事業主に対して費用徴収制度はありましたが、今回の見直しで運用が厳しくなっています。具体的には、徴収金額の引き上げ、徴収対象とする事業主の範囲拡大を内容とする運用の強化を図っています。

(1) 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が『故意』に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が『重大な過失』により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

(2) 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

費用徴収の対象となる給付

- *休業（補償）給付
- *障害（補償）給付
- *傷病（補償）給付
- *遺族（補償）給付
- *葬祭料（葬祭給付）

ただし、療養開始後3年間に支給されるものに限られます。

※費用徴収のほか、別途遡って保険料も徴収されます。
 ※事業主責任を問われない通勤災害も費用徴収の対象になります。
 ※建設業関係は、現場労災と事務所労災に留意する必要があります。

(3) 費用徴収の実施例

賃金日額1万円の労働者が業務災害で死亡し、その遺族に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

【故意と認定された場合】
 $1 \text{万円} \times 1000 \text{日分} \times 100\% = 1000 \text{万円}$
 ↓
 費用徴収の額は1000万円



【重大な過失と認定された場合】
 $1 \text{万円} \times 1000 \text{日分} \times 40\% = 400 \text{万円}$
 ↓
 費用徴収の額は400万円



● 留意点

労災保険は未加入でも労働者保護の観点から被災者に対し労災給付は原則として行われます。その場合のペナルティーとして費用徴収が事業主に対して行われるわけです（①行政処分）。事業主はそのほか、その事故に関して労働安全衛生法違反があれば（②刑事責任）を、安全配慮義務違反の反証ができれば（③民事賠償責任）を負うことにもなります。労災保険未加入は単に費用徴収の問題だけでは片付けられない非常にハイリスクの状態といえるでしょう。